

架設費50,000円（明治17・18年度各16,670円、明治19年度16,660円）で承認した。

（1）架設

二代目信夫橋は明治17年（1884）7月着工、明治18年7月15日竣功、橋長106間（189m）、幅4間（7.2m）、13アーチ（1アーチ長14.4m）の石拱橋で、「其壯觀ナリシコト県下第一トナス蓋シ全国ニ於テモ亦有数ノモノナリシナラン」（註1）と称された。費用は予算を大幅に上回る67,060円63銭6厘の多額（内訳：地方税49,982円46銭2厘、信夫橋有志金11,757円11銭4厘、各銀行有志金5,321円6銭）（『福島県須川ニ架設セル信夫橋陥落調査復命』（註5）となり、費用の1／4が寄付金（地元住民等の負担）となった。

『信夫橋記』（註6）には、御影石採取場として信夫郡浅川村字台他9箇所、同郡関谷村字八幡裏、同郡金沢村字地蔵岡他1箇所、同郡山口村・小倉寺山・渡利村、高欄石は信夫郡庭坂村字切松（官林内）、また、架設御係員として「原口祐之・中桐有三・松本英才・杉山鉄四郎・中ノ月文司」が記載され、『信夫橋架設之記』には、「該工事監督主任：福島県元八等出仕 原口祐之、同県元御用係 中桐有三」とある。

さらに、『信夫橋記』には、「架橋御受負人：木下代助（福島町）、同保証人出納兼世話人：粒来甚作（福島町）、阿部治三郎（笹木野村）、石工頭：布野 源六（伊達郡）、高見米吉（宇多郡）、麻生六三郎（大分県）、三浦源吉（安達郡）、宮城県 山崎兵蔵（宮城県）、三條馬吉（新潟県）、松本亀吉（田村郡）」の名がある。石工として「上野直温書 一橋名彫附石工（上野直温書）：高見米吉（南彫附）、・北彫附（同）：布野源六、雲鶴彫附石工：三浦源吉」、下橋組立大工に中原與三郎・阿部熊吉（福島町）、用石運送車修繕御請負人兼擬宝珠製造人に「岡崎清作・東海林與四郎・大西茂三郎 ・長澤利吉（福島町）」の名が記載されている。

（2）落橋とその原因（図9）

福島県知事から内務大臣宛への『信夫橋架替工費国庫御補助ノ義申請』（註7）に、「本年五六月ノ交ヨリ連日降雨河水稍ク増崇ノ折柄六月二十日午後ヨリ二十一日暁ニ徹シ大雨荐リニ臻リ河水為メニ昂漲シ奔流激湍石礎ニ衝突シ橋脚ノ沙石ヲ流亡シ料ラスモ本橋中長參拾間余即チ拱形三個ヲ頽懷シタリ」、さらに「依テ同月二十四日内ニ第一〇一八号上申ノ上御省石黒技師ノ実査ヲ受ケシニ其鑑定ニ依レハ本来ノ構造学理ニ適応セス築造ノ不完全ナルカ為メ陥落シタルナリト又其残存ノ部分ノ如キモ既ニ原形ヲ失シ到底保全ノ見込無之ノミカ甚タ危険ニシテ一日モ差置難シト云フ」と記載されている。明治24年（1891）6月20日の大雨により約55mにわたり三石拱が頽懷したので、同月24日上申し、石黒五十二土木監督署二等技師の実地調査を受けた。本来の構造学理に適応せず、築造不完全のため陥落し、残存部分も原形を失い保存の見込み無しとの調査復命であった。



図7 二代目信夫橋渡橋図（「鶏卵版写真」）（福島市提供）



図8 二代目信夫橋（左岸側より）『信夫橋 1』より（福島市提供）

石黒技師の信夫橋陥落調査復命（註5）は、「陥落ノ期日 明治二十四年六月二十日頃ヨリノ霖雨ニ際シ須川ノ水供平水ヨリ僅カニ四尺余増水トナリシ折柄六月二十二日午前四時頃左岸岸沿ヒノ第三第四第五ノ円欽拱ノ三個長凡ソ三十間斗陥落セリ」と、北岸から第3～5円欽拱が陥落したとある。さらに「其没落ノ原因ヲ詮査スルニ福島県ノ意見ニハ其近因ハ橋脚止メノ沈床朽腐セン所ナルヲ僅ニ四尺余ノ出水ニテ流出シ為メニ其橋脚部ニ影響ヲ及ホシ遂ニ陥落ニ至リシナラントノ考アルトモ小官ノ意見ニハ夫レカタメ影響ヲ及ボシタルモ計リカタレトモ主トシテ石拱築造ノ不完全ニ帰スルモノト信認ス如何トナレバ崩潰ノ所ヨリ其内部ノ構造ヲ観測スルニ實ニ不完全ト云ハサルヲ得ス」とし、そして「苟モ技術者ニシテ該橋ノ構造ヲ万知シタルモノハ今回落橋シタルニハ敢テ驚カズシテ却テ今日マデ陥落セザリシヲ怪シムノ至リナリ」としている。また「前陳ノ如ク信夫橋ハ今日迄無事ヲ破壊セザリシハ技術上不可思議ト云フヘキノミナラス将来如何ナル方法ヲ採リ破壊シタル箇所ニ修繕ヲ施スモ全橋土台ヨリ不完全ナル以上ハ今日ニシテ保存セシムルノ見込ミナリ實ニ危険千万ノ至リナリ故ニ此橋梁ハ公衆人馬ノ通行ヲ禁セサル可ラス依テ福島県ニ於テハ其上流ニ仮リノ板橋ヲ架設シ目下通行ニ差支ナキ丈ケニハ取計ラレタシ」と厳しい報告となっている。



図9 二代目信夫橋落橋『信夫橋 1』より
(福島市提供)

(3) 男柱と擬宝珠（図10～12）

男柱（親柱）は、『信夫橋第二旧橋架設仕様ノ要領』（註8）に「男柱袖柱共長十尺（3m3cm）真径二尺（60.6cm）丸摺磨」で、擬宝珠は、『信夫橋架設之記』に「長三尺七寸（1m12cm）径壹尺七寸（51.5cm）」とある。

擬宝珠に関して、大正3年11月20日付けで、福島市長から福島県知事宛で『県有物品無償下附稟請』（註9）を提出している。内容は「元信夫橋高欄男柱ニ使用セシ青銅製頭巾四個右ハ県有物品トシテ御県ニ於テ御保存有之趣ニ候処今般本市ニ於テ右物品ノ下附ヲ受ケ本市公園内ニ記念トシテ相当ノ建造物ヲ施工シ永久ニ存置致シ度候ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ右物品無償御下附被成下度此段稟議候也」である。これを受け、大正4年6月3日付けで、福島県知事堀口助治から福島市長あて福島県指令11第5567号で「大正三年十一月二十日付土甲第四四一号稟請青銅製擬宝珠四個無償下附之件許可ス」（註9）と、福島市に二代目信夫橋青銅製擬宝珠四個無償下附が許可された。市活用計画では、「本市公園内ニ記念トシテ相当ノ建造物ヲ施工シ永久ニ存置」とあるが、その後の経過は不明である。



図10 第一小学校保管男柱（福島市提供）

その後の男柱・擬宝珠に関して、高野平次郎の『柳町乃志留辺』（註10）に、「今信夫山公園南登口其の他にある欄干は破損した眼鏡橋の石材を使用したものである。また親柱（花崗岩 直径62cm）8本のうち、福島第一小学校庭に4本あったが、福島市立第一中学校校庭に1本移植 公園中腹に1本あるが他の3本はどうなったかわからな

い。写真は福島第一小学校正門の庭に原形のまま保存のものである。」(図10)とあり、掲載写真には、擬宝珠と「志のふはし」の文字が確認でき、二代目信夫橋写真から、橋銘がある男柱であることがわかる。また、「福島市史4近代I」(昭和49年)には「この橋の銅製擬宝珠は、いま市内に散在して保管されているが、その一つ(市中央公民館蔵)には次のように彫られている。」とあり、擬宝珠の複数存在を指摘しているが、現在確認できる銅製擬宝珠は、銘が残る擬宝珠のみである。



図11 図10男柱現状(第一小学校敷地内)

擬宝珠及び男柱・袖柱の調査実施の結果、『柳町乃志留辺』の「福島市立第一中学校校庭に1本移植」とある柱は、その後信夫橋北側袂に移転の「信夫橋」銘男柱であること、第一小学校敷地内に「志のふはし」銘(但し擬宝珠は別保管)(図11)男柱を含む3柱、第二中学校敷地に3柱、板倉神社前に1柱と、全男柱・袖柱が確認できた。第一小学校及び第二中学校敷地内の石柱上部は擬宝珠形となる例

がある。また、他利用あるいは利用痕跡を有する例もあるが、信夫橋総ての男柱・袖柱が現存していると思われる。ただ、保存柱頭部が擬宝珠形、あるいは石造擬宝珠については、今後の検討課題である。



明治十八年六月一日
正五位殿三等
三島通庸
從五位
赤司欽一
從六位
村上播磨
從七位
柴山景綱
島崎友連
吉田扶
海江田綱範
城親良
中山高明
沼澤七郎
小山満峻
佐々木奉光
諸橋民二
高山久平
西忠義
竹尾高堅
牛田方道
小林政敏
工事掛担当
原口祐之
中桐有三
石橋架設竣工棟梁
木下代助
同世話人
粒来甚作
阿部次三郎
擬宝珠金物鑄造人
岡崎清作
東海林与四郎
大西茂三郎
永沢利吉

市保管擬宝珠を有する「志のふはし」橋銘男柱は、左岸西端男柱(長さ112cm、径50cm)と推定され、擬宝珠の銘文は、図12の通りである。

図12 擬宝珠とその銘文

(写真:福島市提供)

『信夫橋記』に「雲鶴彫附石工 三浦源吉」とあり、また「福島側の橋脚の東側には「鶴」、西側には「亀」の彫刻がある」(註2)とある。現在は亀の彫刻のみが保存されている。

(4) 日本洋画開拓者高橋由一が描いた信夫橋の図

高橋由一は、生涯三度東北地方を訪れている。由一の東北行は三島通庸との関係が深く、明治17年(1884)三島から栃木、福島、山形三県の道路と建築の新事業全ての実景を写し、石版画に記録するよう命じられ、翌年末に「三県道路完成記念帖」全三冊(128図)を刊行している。

高橋由一は、明治17年(1884)8月栃木県塩原を出発、11月4日に福島—飯坂間の写生をし、翌5日信夫橋を写生し福島に泊まっている。

(5) 兄弟橋 松川橋(図13)

福島市松川町のめがね橋(松川橋)(同天明根)は、信夫橋と同じ明治18年竣功である。

橋長は18mで、北東側の親柱には工事担当として信夫橋と同じ原口・中桐兩名、職工に松本亀吉の名が刻まれ(註11)、石材は信夫橋と同じ浅川村から切出している。

信夫橋着工を聞き、当時の戸長杉内省三郎らが奔走して架設が決まり、布野源六も協力し、石材運搬や建設に各戸2~3人が出て労力を提供したとされる。

4. 三代目信夫橋（図14）

三代目信夫橋架橋経過を、『信夫橋 1』（註1）等により要約する。

1. 明治24年石黒技師の復命及び早田喜成技師の意見を踏まえ「残存ノ石材ヲ使用シ木鉄混合ノ構桁橋ニ架替」、「金参万四千六百余円全額補助」（註7）の架替工事補助申請。

2. 同年11月、国庫補助1／3内示を受け、臨時県会に34,663円51銭2厘の追加予算を提出。さらなる国庫補助を得るよう議会が否決。「代即

旧橋ヲ取払ヒ其有石ヲ以テ南北両橋台ヲ新設シ橋脚六個ヲ築造シ此コニ木鉄混用ハウ氏式桁構七個ヲ架設スル」（註1）設計内容。同月明治25年度通常県会でも成立せず。

3. 明治25年5月26日洪水で北側残存部陥落。同年7月25日臨時県会開催し前後策を論議。日下県知事は一日も早い起工を望み、翌明治26年11月明治27年度通常県会に、架設費33,766円60銭（半額を明治27年度、残額明治28年度支出）とし、「旧橋ヲ取払ヘ有石ヲ以テ両橋台



図14 三代目信夫橋『信夫橋 1』より 福島市提供

及橋脚六個ヲ築キ此コニ径間九十六尺ノ木鉄混用プラット氏式桁構七個ヲ架設」（註1）と議決を訴えるが、県会は議論数派に分かる。

最終的に、明治27度からの三カ年事業、工費は原案の1割減、地方税は25,389円94銭、残額5,000円を有志寄付の架設を希望する内容で決議した。県は有志寄付募集を実施したが、結果は寄付金1633円6銭、寄付人夫628人となる。

4. 寄付金額が計画に及ばず、「従ヘテ橋長ヲ短縮シ橋脚及構桁各一個ヲ減シテ施行セントスルノ設計」（註1）に変更し、明治27年11月の明治28年度通常県会議決を経て、明治28年6月1日着工、明治30年2月竣工。精算額30,100円（予算額27,023円）となる。設計は福島県技手江川三郎八による（註12）。渡橋式は明治30年3月3日挙行。渡橋式経費は町内有志寄付金と地元紙は伝える。

5. 橋は、「板橋九拾九間貳尺」（約180m）、「巾構桁中心ヨリ中心マテ参間」（5.4m）、「有石ヲ以テ袖石垣ヲ以テ両側ノ橋台及び橋脚五個を築キ袖石垣を増設シ径間九拾六尺ノ木鉄混用プラット構桁六個を架渡し敷板及び高欄付ニテ出来ノ積り」（註13）とある。

架設位置は、『信夫橋改築工事仕様』（註14）に「新橋架渡シノ位置ハ測量点ニ拠リ之レヲ定ムヘシ」とある。三代目信夫橋竣工後の添付位置図（註1）に、仮橋と橋の位置が記載されているが、計画図と思われ、橋兩岸側西側にハ状の石積らしき線画が見える。『信夫橋第二旧橋架設仕様ノ要領』では、信夫橋両掛口道路とも両側土留石垣積立とあり、この度発見された信夫橋右岸側石積が二代目信夫橋遺産の可能性が推定できる。

明治39年（1906）に架橋木材各部に腐朽損傷が生じ、交通上危険であることから同年度通常県会で明治40・41年度継続事業（予算35,039円）で架け替え工事が承認されたが、諸物価



図13 松川町めがね橋

及び職人賃金等の高騰で、34,393円の契約となった。明治40年8月10日着工、明治42年3月24日竣工。同月28日渡橋式が実施された。橋長99間2分、幅員3間4分で、請負は金沢忠右衛門であった。

5. 四代目信夫橋（鉄筋コンクリートアーチ橋）の誕生（図15）

・四代目現信夫橋の竣功当時、橋脚北側に以下の文章が記された銘板があった。

「信夫橋 本橋ハ明治六年始メテ木橋ヲ架設シ 同十六年ノ秋霖ニ際会墜落シ翌十七年ヨリ十九年ニ至ル三ケ年ノ連年支弁ニテ石拱橋ヲ架セリ 然ルニ明治二十三年大洪水ノタメ亀裂破損シ 翌二十四年六月ノ出水ニテ墜落セリ 依テ明治二十七年ヨリ三ケ年継続ニテ木鉄混交ノ構橋ヲ架設シ 其後経年腐朽ノ結果明治四十年八年前同様ノ構橋ヲ起工シ翌四十一年竣工セリ 爾来年ヲ経ルコト二十有余年橋体殆ンド腐朽シ交通上甚シク危険ニ迫レルヲ以テ 昭和三年通常県会ニ於テ四年度ヨリ八年度ニ至ル五ケ年継続事業トシテ 架換ヲ決議シ 昭和五年五月仮橋架設 昭和六年九月本橋架換ニ着手 翌七年十二月竣功セリ」(註15)。



図15 四代目信夫橋（絵はがき） 福島市提供

四代目信夫橋は、工費218,182円で昭和6年（1931）9月着工、翌7年12月竣功、橋長185m、幅員11m、鉄筋コンクリートアーチ橋である。

同年12月10日盛大に渡橋式が行われ、第一会場が信夫橋で「花火を打ち上げ、各所に北裏芸者連の手踊り、大名行列、歌舞伎興行、活華大会が開催、町には踊屋台等も出て、全市終日慶祝一色で沸き立ち、柳町、荒町の商店では記念連合景品付大売出し」(註2)が行われ、第2会場は福島市公会堂で祝賀会などが開催された。

太平洋戦争中には、鉄材不足で高欄の金属類は総て供出され、木材で不足部分は補った。

昭和27年（1952）第7回福島国体を契機に、高欄の全面的修復が実施、平和の願いを込めオリンピックの五輪マークが付け加えられた。五輪マークの由来については諸説ある。

さらに、昭和59年（1984）には、床板打換等の大規模補修工事が実施されたが、五輪マークはそのままで改修され、現在に至る。

昭和40年（1965）には、信夫橋自動車交通量が1日平均約13,400台に達し、周辺国道4号の交通事故も多発する状況から、昭和46年（1971）4月信夫橋専用歩道橋が完成している。

本稿が、特に二代及び三代目信夫橋の再検討の契機となれば幸いである。また、今後の「信夫橋1」の専門的（土木工学）な分析、検討を期待したい。

著者略歴

昭和24年（1949）福島市生まれ。福島大学教育学部卒業、昭和47年福島市職員となり、文化課長、商工観光部長等を務める。退職後は福島まちづくりセンター常務理事、福島市史編纂

室勤務を経て現在は福島アクティブシニアセンター・アオウゼの事業推進アドバイザーを務める。福島市在住。

著書に「福島のウォール街」、共著に「福島の中世城館 I～III」、「歴史の道 調査報告書」(米沢街道)、「図説福島市の歴史」等がある。

註

1. 『信夫橋 附 附録2 1』(福島市所蔵文書 明治31年(1898))(刊行年は記述から推定)は以下の構成からなる。
 - 信夫橋1 (技師工学士 早田喜成 校閲、技手 長多喜三次郎 編著)(第1 須川、第2 密語橋ト信夫橋 第3 橋名 第3(4の誤記か)架橋)
 - 附録2 ・奥州信夫郡福嶋村絵図(元禄16年末6月 明治30年1月写ス) ・奥州信夫郡福嶋村絵図(明和5年2月 明治30年1月写ス) ・柳町南入口図 ・(橋位置図) ・須川架橋之縮図(明治6年10月) ・信夫橋第二旧橋架設仕様ノ要領 ・信夫橋旧橋作工図 ・福島県信夫郡福島町方木田両町村地内ニ掛ル須川通り架渡スル信夫橋出来形精算帳(明治20年8月10日) ・信夫石橋改架費調 ・福島県須川ニ架設セル信夫橋陥落調査復命(明治24年7月27日 土木監督署二等技師石黒五十二) ・福島県信夫橋計算図 ・信夫橋架替工費国庫御補助ノ義申請(明治24年8月4日 福島県知事) ・明治24年度地方税支出追加予算議案内訳書 ・明治24年度地方税支出追加予算議案説明 ・信夫橋構桁設計説明書(工費比較・年限比較・国県道橋梁掛替保存平均比較調) ・橋梁架替目論見(内訳 木材ノ部・鉄物之部・職工人夫之部・橋台築造之部・橋脚築立ノ部・在来石眼鏡取敷及橋台左右袖石垣築造ノ部・ペンキ塗及足場其他諸雑之部) ・設計図 ・自明治27年度至明治29年度信夫橋改築工事費ノ内寄付金 ・設計図 ・橋梁改築工事目論見 信夫郡福島町吉井田村界 第6号国道須川筋 信夫橋(内訳 木材ノ部 鉄物其他金具ノ部 職工人夫之部 橋台及袖石垣ノ部 旧橋取払之部 塗料其他ノ部) ・信夫橋改築工事仕様(旧橋取払及ヒ橋台橋脚築造之部 上部構造切組及ヒ塗方之部 鉄材之部 木材之部 別表 円樫 別表 栓) ・拱枠図 ・拱枠目論見

なお、本文中に附録1記述との記載もあり、本書は2冊で構成されていたものと推定される。
2. 福島市立清明小学校父母と教師の会『福島市清明学区の歴史』(1970)
3. 福島市史編纂準備委員会『福島沿革誌』(福島市史資料叢書 第三輯 1960)
4. 『信夫橋架設之記』(福島県立図書館蔵)
5. 石黒五十二『福嶋村須川ニ架セル信夫橋陥落調査復命』(「信夫橋1 附録2」)(1891)
6. 編輯兼出版人 伊藤彦七『信夫橋記』(1885)
7. 福島県知事『信夫橋架替工費国庫御補助ノ義申請』(「信夫橋1 附録2」)(1892)
8. 『信夫橋第二旧橋架設仕様ノ要領』(「信夫橋1 附録2」)
9. 福島市公文書(福島市所蔵文書)
10. 高野平治郎『柳町乃志留辺』(「福島県直轄国道改修史」(昭和6～37年)建設省東北地方建設局福島工事事務所 1965)
11. 櫻内一宏『奥州街道(八丁目宿)』(2001)
12. 齋藤隆夫他(2019)『江川式擬洋風建築』(2019)
13. 『橋梁改築工事目論見 伊達郡吉井田村界』(「信夫橋1 附録2」)
14. 『信夫橋改築工事仕様』(「信夫橋1 附録2」)
15. 福島市教育委員会『福島市誌 II (1942)』(福島市史資料叢書第95輯 (2015))

めがね橋の想いで — 私の橋物語

西光寺名誉住職

丹治 宥勝



小学生のころ、夏休みはめがね橋から川へ飛び込み水あび。
冷える体を橋の欄干にだきつきあたためた。
みんなまっばだか 文字どおりはだかのつきあいだ。
雪が降るとげたスケート、橋の上から坂を滑り降りる。母が縫ってくれた足袋をはき、暗くなってもやめられない。

自転車練習もめがね橋、すりきづつくりながらやっとおぼえたっけ。
なにをするのもめがね橋。

子供達にとって橋はいつも遊びの場でした。
橋はどっしりかまえ子供達を見守り、育ててくれた。
貧しかったけれど、みんな心豊かにそだちました。母なるめがね橋です。

石造アーチの橋は江戸時代後期長崎に始まった。
現在全国に1800余残っているといわれています。
そのほとんどは九州にです。
練早眼鏡橋、熊本霊台橋、長崎眼鏡橋等は重要文化財に指定され大切に保存されています。
寿命は鉄やコンクリートの橋よりはるかに長く、景観もいい。
今も現役で働いてる橋が多い。

我がまつかわ橋、めがね橋は交通の要路に架かる重要な橋でした。
現在では市道松川橋としてまだまだがんばっています。

西光寺にこんな記録がのこっています。「文政4年（1821）西光寺住職義秀の時松川橋が落ち仮橋をつくる」と 洪水にあったのでしょうか。橋は幾度となく流され旅人を悩ませました。
当時の橋は板土橋で橋が落ちるたび住民の負担は大きかった。
明治18年（1885）戸長杉内省三郎と住民が一丸となり石造アーチのめがね橋を完工させました。
ここに住民は長年の橋普請から解放されました。
深い歴史を感じます。

私は朝夕めがね橋をながめています。
朝は小学生の集団登校の列が橋を渡る、しばらくして定期バスがゆっくり通り過ぎる。時おり轟音をたててデッカイのが来る。

いっしゅん橋が落ちたかと思う。私の妄想です。

技術のすばらしい、美しい橋。先人がのこした文化遺産。

松川のシンボルめがね橋。
橋がつくられて今年で140年になりました。
みんなdegachiri守っていきましょう。

強く優美なめがね橋

松川町文化財保存会 会長
松川観光協会 花案内人代表

齋藤 ミチ子



令和4年9月12日に「松川のめがね橋」を含む9ヶ所の石橋が「福島の石橋群」として土木学会選奨土木遺産として認定されました。

明治18年に完成し建造から140年余りを経過して、今なお現存し3.11の大震災にも耐えた高い技術で堅牢に造られ、路線バスが通る現役の石橋です。

めがね橋には四季折々の表情があります。春には若葉が石橋のバックをみどり一色に彩ります。夏の送り盆にはライトアップされ、光を受けて川面に映るめがねの中の橋がキラキラ輝いて、幻想的で色鮮やかなめがね橋に変身します。秋には子連れのカモが泳ぎ、自然の優美なアートを描いてくれます。

今回の認定された過程には町づくりに取り組んできた地域の方々の努力や協力によるものだと思います。特に、30年前の発足当初からめがね橋の整備を掲げ活動されてきた、「委員会21」の方々の成果であるものと感謝いたします。

最後に、記念シンポジウムでは、司会という大役を担当させて頂きドキドキしながらも無事に終わられ胸をなで下ろしほっとしました。大変貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました！

今後この認定をもとに、強く優美なめがね橋をアピールし、地域の活性化の発展に活かしていきたいと考えます！

「松川のめがね橋」 土木遺産登録への想い

福島の石橋群保存会事務局

加藤 一郎



松川の水原川に架かる石橋は明治18年に完成し、愛称「松川のめがね橋」と皆から親しまれ、今でも路線バスの通る現役の石橋である。

このめがね橋を平成12年に制度ができた「土木遺産」に登録しようと思いついたのは、平成20年頃であった。当時、松川・まちづくり委員会21のメンバーが市の建設部担当の方に相談して調べていただいたが、「めがね橋単独の認定は難しいのでは



雪化粧した松川のめがね橋

はないか」との報告があり、ほかの石橋を探したが「信夫山に移設された市内旧払川の石橋」と「立子山にも石橋があるらしい」との情報くらいで、申請を断念していたものである。

令和3年、市内の知り合いから、石橋の土木遺産について、「松川以外にも幾つかありそうだから動き出すかも知れませんね。」と連絡をいただいた。

その後、9月には土木学会の後藤光亀先生、相澤広志県北建設事務所長、ふくしま100の会松田裕子氏などにより「松川めがね橋」の下見があり、丹野義明現福島の石橋群保存会会長と共にめがね橋の説明を行なって登録への期待を膨らませていた。

松川のめがね橋、旧払川石橋のほか、飯野町広表の石橋、渡利・立子山の甚念坊山2号橋など福島市内に石橋が4箇所確認され、土木遺産に申請するという方向で関係者による現地調査や勉強会を行った。

令和4年1月に申請母体として関係団体等により「福島の石橋群保存会」を立ち上げ、3月には申請書を送り、9月12日に登録が正式に決定したのである。

土木遺産への登録は、松川の元気発信の為の大きな財産になるのではないかとのおいがある。戦国時代の山城「八丁目城跡」、江戸後期に宿場町で栄えた「八丁目文化」桜、クマガイソウ、アジサイと続く新たな「花回廊」などと共に「松川のめがね橋」を松川の観光・まちづくりの中心と位置づけて活動をしていきたい。

大沢川に架かる眼鏡橋への思い

渡利地区歴史研究会 会長

齋藤 英



定年退職後に地域の歴史会員の先輩に勧誘され、多少歴史に興味があったので、会員になり渡利地区の「史跡、民族」について何から調べたらよいのかと、迷っていた時期に「福島市文化財ボランティア養成講座」を受けることとなりました。

先輩からは初めに、「渡利八館・七薬師」の史跡の話から、渡利と立子山界の大沢川に架かる眼鏡橋と松川の旧4号線にある眼鏡橋・信夫山南を流れる祓川の眼鏡橋三か所の眼鏡橋は聞いていました。

渡利の眼鏡橋は明治19年に川俣街道のうち、小倉寺から立子山間を阿武隈川沿いの大巻・白巻を経由する道が開かれたときに架けられた橋であると聞いておりました。

昭和14年に信夫発電所建設に当たって、国道114号が山の上に新たに建設されて、旧国道114号は発電所が完成し、道路は中断されて現在に至っている。眼鏡橋は発電所の工事のために大沢川の上流に移設されたので、立子山地名の甚念坊山2号橋となったと聞いておりました。この眼鏡橋を福島市の文化財とするべく、地主の了解を受けて付近の清掃をしておりました。

令和4年1月に土木遺産認定指定活動の話があり、「我が意を得たり」と喜び、県内9か所の眼鏡橋を一括した運動となり、令和4年9月12日に土木学会選奨土木遺産と認定された。

さらに今回のシンポジウムで各界の先生方の講話で、この土木遺産を後世に伝える方法等大変に参考になりました。

今後この遺産を後世に伝えるべく、案内立て看板を設置しましたので、広く広報と地域の遺産を広く広報し、今後は関係役所と関係機関との連絡協調を密にして保存活動を推進する必要があると思っています。

心して残すべきもの・ 伝えるべきこと

飯野町観光ガイドの会 会長

齋藤 憲子



飯野町には江戸・明治の時代から人々の暮らしと共にある石橋が二橋、『広表のめがね橋』『大桂寺の石橋』があります。

『福島石橋群』として土木学会選奨土木遺産の認定を受けるため、福島県県北建設事務所所長の相澤広志様他の皆様が改めて調査をして下さいました。

『広表のめがね橋』は、交通事情の変化により幾度か拡幅されている事、石積の方法等、その他詳細に確認していただきました。知るほどに、当時の石工さんの技・手が見え、姿までも見えて来るようで大きな感動を覚えました。

『大桂寺の石橋』は、当初女神川（架設当初の名称は西の川）に架けられていましたが、昭和40年代の河川改修により参道に移築されました。『残そう』と声を上げた方々、それをご住職が受け入れて下さったからこそ、今、私たちが目にする事が出来るのです。現在も人々は石橋を行き来しています。

【歴史あるものは、心して残して行かなければならない】ことを強く学ばせていただきました。今後は、多くの方々に周知し、後世に繋ぎ、保存するためにも、飯野町観光協会が中心となって進めて下さることになりました。本当に心強い事です。私たち飯野町観光ガイドの会会員は、飯野小学校の全校生『いいの地元学フィールドワーク』に関わらせていただいて10年になりました。両橋が土木遺産の認定を受けてから、子供たちが希望する見学箇所に『広表のめがね橋』『大桂寺の石橋』と書かれるようになりました。私たちは、とても嬉しい気持ちで、案内役を担っています。

信夫山「祓川橋」と 石橋群のこと

信夫山研究会 会長

浦部 博



わたくしは福島市の「信夫山研究会」という会に所属しており、「福島石橋群保存会」との関わりは、信夫山に保存されている「祓川橋」（通称めがね橋）というアーチ形空石積橋の疑問に始まっています。

祓川橋は、福島の作曲家として名高い古関裕而の祖先である「古関三郎治」により寄進されたもので、建造は安永年間（～1780年）と、石橋供養塔の享和3年（1803年）の二つの記録が残されていますが、近年になって、その当時には空石積みの技術は福島には無かった。ということが明らかになりました。

同時に、福島市の荒川（当時須川）に、明治18年に建造された、美しい13のアーチを持つ石造りの「信夫橋」（通称十三めがね橋）が、県令三島通庸が連れてきた九州の石工達によって造られたこと、その石工の指導を得て松川町の「松川橋」（めがね橋）が建造されたこと、さらにその兄弟橋として信夫山の祓川めがね橋が造られた（詳細未定）ことが、松川橋・祓川橋の類似点などから分かってきたのでした。福島石橋群は、そうした背景の中で、つぎつぎと生まれてきたのです。

わたしは石橋群保存会の中では、福島市に住む少数派で、些か偏った視点になっていますが、信夫山祓川橋に対する思い入れは人一倍強く、しかもその親橋ともいえる「信夫橋」についても、市内に残る親柱・小柱などの断片も合わせて、その歴史や物語りを語り継いでいく必要を強く感じています。

とはいえ、令和5年、信夫山研究会のメンバーと、認定となった松川・飯野の石橋群を巡った視察会は、未知を訪ねるわくわくのツアーとなりました。

一つ一つの石橋に込められた物語や、技術的な所見など、石橋遺構には地域資産としての大きな価値があります。

さらに、研究会例会報告では、石橋群と共に、荒川の信夫橋の昔からの変遷に、メンバー全員が興奮しました。今回の、新たに発見された信夫橋西岸土積遺跡の、ミニパーク化と情報展示計画にも、大いに期待を寄せています。

自分の棲む地域を深く知るほどに、土地への愛情が、ますます深まってくるのでしょうか。「福島石橋群保存会」の今後の活動展開にも、大いに関心をもっています。

夢・「福島 of 石橋群」・叶う

ふくしま100の会 会長

松田 裕子



この度は「選奨土木遺産認定」誠におめでとうございます。

旧奥州街道に鎮座する「松川眼鏡橋」は、まさに地域のシンボル・希望の橋になりました。「土木遺産にしたいね！」あれから十余年、本当に長い長い道のりでした。当時、私はすでに認定されていた「山形石橋群」を見てまわり、明治の名工が残した美しき石橋に魅了されていました。

そんなある日「ここにもあるよ！」と渡利地区の方の声。必死で藪を掻き分けて出会った「甚念坊山2号橋」の感動は今でも忘れられません。そして、更に認定の意欲を奮え立たせたのは飯野地区の方からの「まだあるよ！」の声でした。その後も次々と声があがり嬉しい悲鳴でも、単独では難しいかなあと「福島 of 石橋群」に切り替えて、漸く申請にこぎつけました。そして地域の方々の熱意が認定という「夢」を叶えて下さいました。

しかし、今回の素晴らしいところは、ただ美しい・珍しいだけではなく、石工から紐解く「石橋の歴史」にありました。まるでパズルを組み立てるように繋がる土木建造物と歴史背景と地域住民との深い関わりを学ぶ事ができました（これが私の土木愛の原点かも知れません）まさに、先人の知恵は今でも我々に希望と勇気を与え続けています。故に、希望のバトンを未来に繋いで行かなければならないと強く感じます。

「願えば叶う」この気持ちが、今回の嬉しい「認定」に導いてくれました。大切な選奨土木遺産「福島 of 石橋群」が末永く地域のシンボルとして愛されますよう願っています。そして、私は隠れた先人の知恵・遺産を探し求めて、また新たな旅を続けようと思っています。

石橋と私

一般社団法人福島県建設業協会専務理事
(福島的石橋群保存会顧問)



相澤 広志

私と石橋との出会いは4年ほど前の県の土木職員を退職する直前になりますが、行きつけの店のオーナーに誘われて松川橋を訪れたのが始まりでした。

話には聞いていましたが、実際に間近で見るのは初めてで、その力強い石の造形とアーチの美しさに魅せられ、気が付くと後藤先生の呪文(?)に操られ申請書作成のお手伝いをすることに。

それからは、もともと万世大路などのビンテージの土木構造物が好きなこともあり、どんどん深みにはまります。「こんなの人生初めて?」と本人も驚くほどの図書館通いや、皆様からの情報をもとに現地の調査に明け暮れ、気が付けば申請書がいつの間にか出来ておりました。この間、私に付き合わされた皆様に深く感謝の意を表したいと存じます。

その後、後藤先生や日大の知野先生のご指導を頂いたことで見事に認定となり、息つく間もなくシンポジウムに向けて突っ走ることになりました。まさに万世大路や安積疏水のようなスピードでした。自分をここまで駆り立ててきた石橋の魅力・魔力に今更ながら驚くばかりです。

福島石橋は、明治期に西日本から伝わってきた新たな技術と、地元の職人の高い技術が融合した、誇るべき福島の宝であると思います。今後も、それぞれの橋にある、故郷の発展を願い格闘した若き土木技術者や職人たちの物語を、少しずつでも解き明かしていければと思っております。

福島石橋群保存会規約

(名称)

第1条 本会は「福島石橋群保存会」(以下「本会」という)と称し、事務局を会長の指定する場所に置く。

(目的)

第2条 本会は福島石橋群を、地域に残る貴重な歴史的構造物として、土木学会選奨土木遺産の認定を受け、広く周知すると共に、連携し、継承することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福島市の石橋群に関して歴史的価値の調査
- (2) 関係機関と連携して申請書のための情報、資料を収集
- (3) 関係機関と連携し支援、協力を受け、申請書を作成
- (4) その他 目的達成のための事業

(会員)

第4条 本会の目的に賛同する個人、関係する団体。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名(関係地域毎)
会計	1名
事務局	1名

2. 役員を選出は、総会の承認を経て決定する。
3. 役員の任期は、会の目的を達成し、解散するまでとする。
4. 幹事会は必要に応じて随時行う。

(会員の職務)

第6条 役員職務は次のように定める。

会長は会務を総括し、会を代表するとともに総会の議長を務める。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、役員会を総括する。
3. 事務局は本会の事務関係を担当する。
4. 会計は本会の会計を担当する。
5. 幹事は本会事業の企画運営にあたりとともに会務を処理し、関係機関、地域との連携に努める。

(総会)

第7条 本会の総会は、目的の進捗状況と役員会の要請によって、会長が招集する。

2. 総会は、予算及び事業内容の決定、決算承認、会則の変更、役員選任、その他必要事項を審議決定する。

3. 総会の議決は、委任状を含めた出席者の過半数の賛同によって決する。

(経費)

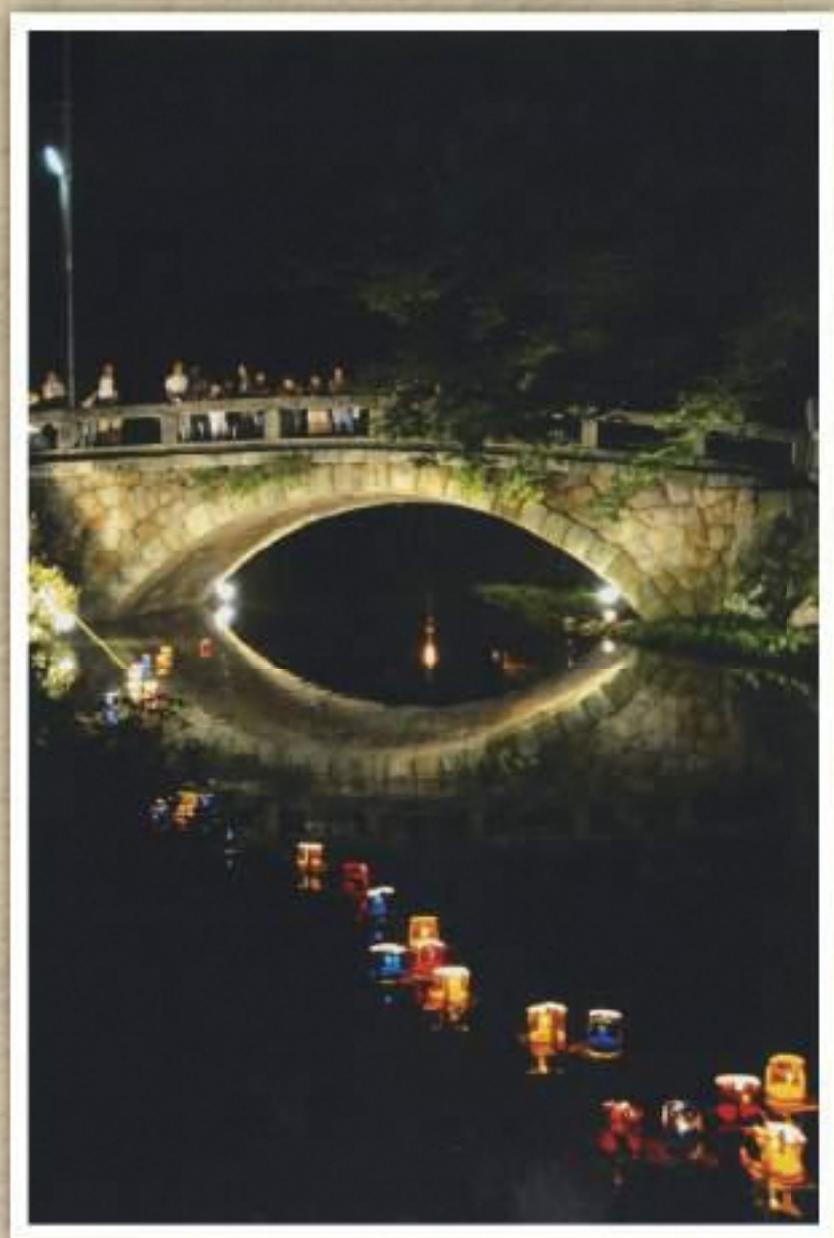
第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2. 会費は、年額、一団体 3,000円とする。ただし、個人で加入する会員は 1,000円とする。

(会計年度)

第9条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則 1. 本会則は、令和4年1月28日より施行する。



編集・発行：福島の石橋群保存会
協力：一般社団法人 東北地域づくり協会
印刷：丹治印刷株式会社

この報告書は、「令和6年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）」の補助により作成しました。